

発議案第 17 号

原子力規制委員会のモニタリングポスト撤去の決定を撤回し、継続配置を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 30 年 6 月 19 日

八千代市議会議長 西村幸吉 様

提出者	八千代市議会議員	高山敏朗
賛成者	八千代市議会議員	原弘志
	同	菅野文男
	同	三田登

提案理由

国に対し、原子力規制委員会のモニタリングポスト撤去の決定を撤回し、継続配置をするよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

原子力規制委員会のモニタリングポスト撤去の決定を撤回し、
継続配置を求める意見書

原子力規制委員会は、2018年3月20日、福島第一原発事故後7年が経過したことから、避難指示が出た12市町村以外にある学校や保育園、公園など子供達の生活空間にあるモニタリングポスト（リアルタイム線量測定システム）約2,400台を2021年3月末までに順次撤去することを決定した。

2017年12月に福島県内各市町村へ意見照会した結果、各自治体からは継続配置を求める意見が提出されたにもかかわらず、住民の意思が無視されている。

報道によれば、撤去の基準は国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを下回る地点としており、撤去の理由としては「線量に大きな変動がなく安定しているため、継続的な測定の必要性は低いと判断した」とされている。

多くの地点で国の除染基準を下回っているとしているが、福島第一原発事故以前の状態からすれば依然として数倍の高さである。福島第一原発の廃炉は今後数十年掛かる見込みであり、その間の事故や天災などにより再び放射性物質が周辺に拡散する可能性がある。福島第一原発事故から7年後の今でも、広い範囲で除染土や除染ごみが仮置きされ、自然災害や火災などで周辺に再拡散する可能性がある。

モニタリングポストの目的からすれば、福島県内で廃炉作業が行われ、中間貯蔵施設や仮置き場に除染土や除染ごみが存在している限り、福島第一原発事故以前のレベルに戻るまで設置を継続すべきである。

よって、本市議会は国に対し、モニタリングポスト撤去を撤回し、継続配置をするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

経済産業大臣様

環境大臣様